

## 認可・確認部会の運営について

札幌市子ども・子育て会議条例第9条第5項の規定に基づき、認可・確認部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、加藤 智恵 がその職務を代理することとする。

## 【根拠規定】

○札幌市子ども・子育て会議条例（平成25年6月12日条例第21号）（抄）  
（部会）

**第9条** 子ども・子育て会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会を代表し、部会の事務を統括する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の決議をもって子ども・子育て会議の決議とすることができる。
- 7 前2条の規定は、部会について準用する。